

亀山市公印規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第16号

亀山市公印規則等の一部を改正する規則

(亀山市公印規則の一部改正)

第1条 亀山市公印規則(平成17年亀山市規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「子ども未来課」を「子ども政策課」に改める。

(亀山市会計規則の一部改正)

第2条 亀山市会計規則(平成17年亀山市規則第34号)の一部を次のように改正する。

別表中

健康福祉部	地域福祉課	課長
	子ども未来課	課長

を

健康福祉部	地域福祉課	課長
子ども未来部	子ども政策課	課長
	子ども総合支援課	課長

に改める。

(亀山市職員コンプライアンス条例施行規則の一部改正)

第3条 亀山市職員コンプライアンス条例施行規則(令和元年亀山市規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
(亀山市コンプライアンス推進会議の委員等) 第8条 条例第7条第2項の規則で定める者とは、副市長、政策部長、総務財政部長、市民文化部長、健康福祉部長、 <u>子ども未来部長</u> 、産業環境部長、建設	(亀山市コンプライアンス推進会議の委員等) 第8条 条例第7条第2項の規則で定める者とは、副市長、政策部長、総務財政部長、市民文化部長、健康福祉部長、産業環境部長、建設部長、上下水道部

部長、上下水道部長、危機管理監、地域医療部長、消防部長及び教育部長をいう。 [2～6 略]	長、危機管理監、地域医療部長、消防部長及び教育部長をいう。 [2～6 略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。